

第6号様式

随意契約について

公表年月日	令和8年7月1日
担 当 課	まつどの魅力発信課

契約業者名・住所	ちばぎんカード株式会社・千葉県千葉市美浜区中瀬2丁目6番地1 三菱UFJニコス株式会社・東京都文京区本郷3丁目33番5号
工事等の名称	寄付金のカード決済に関する通信販売加盟店契約
工事等の場所	松戸市が指定する場所
種 別	システム利用契約
工事等期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日
契約金額	寄附額の1.00%
工事等の概要	寄附者の利便性向上を図るため、インターネット上でクレジットカードを利用し寄附金を納付できるようにするもの
随意契約の理由	ふるさと納税制度（寄附）は、納税者の生まれ故郷や応援したい自治体へ税制を通じて貢献できる制度として始まり、現在はインターネットのプラットフォームを利用して寄附申込を行い、クレジットカードで寄附金を決済する方法が主流である。また、総務省からは、ふるさと納税の積極的活用のため、寄附金収納方法の多様化など、効果的な取り組みを行うよう周知されている。 そのような中、本市では納付書（郵便払込票含む）や現金書留による従来の収納方法に加え、寄附者が寄附しやすい環境整備や松戸市の魅力のより一層の発信のため、インターネットを活用した寄附金のクレジット収納を平成28年6月に導入したところである。 クレジット収納の利用状況としては、インターネットからの本市への寄附者のうち9割以上（令和8年2月末時点）がクレジット収納を選択するという結果となっている。寄附者の利便性の維持および本市への寄附を効率的に受入れるためにクレジット収納環境は不可欠である。 本市はふるさと納税事業を実施するにあたり、平成28年6月から株式会社トラストバンクが運営する、ふる

	さと納税ポータルサイト「ふるさとチョイス」を利用している。「ふるさとチョイス」は、寄附申込可能自治体が約1,700自治体、お礼の品掲載数76万超（いずれも令和6年2月末時点）となっており、ふるさと納税ポータルサイトのうち最も大きな規模となっている。「ふるさとチョイス」を通じた本市への寄附は、年々増加しており、本市は令和8年度も継続して「ふるさとチョイス」を利用する予定である。 株式会社トラストバンクは、令和2年度から地域貢献の一環としてクレジット決済手数料を地域内に循環させることを目的に、「ふるさとチョイス」におけるクレジット決済会社を指定の地域金融機関係クレジットカード会社に限定するとした。本市においては、ちばぎんディーシーカード株式会社がクレジット決済会社に指定されており、クレジットカード5大国際ブランドの取り扱いが可能となる。また地方自治法施行令第157条の2に規定する指定納付代理者の要件を満たすものと判断される。 以上のことから、松戸市が目指す寄附者が寄附しやすいクレジット環境を維持するには、ちばぎんディーシーカード株式会社が最も相応しいと思料し、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号の規定を適用し随意契約とする。見積書については松戸市財務規則第138条第2項の規定により見積を徴さないものとする。 なお、ちばぎんディーシーカード株式会社は、ディーシーカードブランドを運営する三菱UFJニコス株式会社の加盟者としてディーシーカードシステムを利用することから、松戸市、ちばぎんディーシーカード株式会社及び三菱UFJニコス株式会社との三者契約と締結するものである。
--	--